

(資料3-1-11) たばこを吸われる方と吸われない方の共存に向けたJTの具体的取組み

自治体との共同による喫煙場所設置

《港区 新橋駅前》



《台東区浅草橋駅前》



《渋谷ハチ公前喫煙所》



《群馬県太田市喫煙所》



「渋谷区分煙ルール」※に従い、渋谷区と共同で設置15箇所に喫煙設置スペースを設置しています。この取り組みはたばこメーカーと自治体によるはじめての試みとなり、この結果、渋谷区周辺では路上の吸がらが約7割減少しました。

※「渋谷区分煙ルール」
規制ではなく、市民一人ひとりに喫煙マナーの向上を呼びかけるべく渋谷区が策定した分煙ルール。2003年8月スタート。